

第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年10月12日（水）17時50分～20時25分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、多久和委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐、田中労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今より第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本専門部会の成立について確認をします。本日の委員の出席状況ですが、委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告します。

なお、本日の審議会は公開していますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。よろしくをお願いします。

○佐藤部会長　こんばんは。では、早速、第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を始めます。

議事の1の金額審議に入ります。前回の第3回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会では、様々な資料を頂きました。書面による意見聴取結果などがあつたと思いますが、個別の事情についてはそれで十分分かるかと思いますが、あくまでも業として、この業界をどうしていくかということについて話を進めていきたいと思っています。

前回ですが、使用者側は金額の提示ができないということでした。労働者側は41円引上げの866円を提示して頂いているところです。

本日、第4回目の審議においては、引き続き真摯に協議を進めていくことによって、最終的には全会一致を目指していきたいと考えています。

では、毎回同様ですが、労働者側の河村委員と使用者側の西本委員と私とで、三者協議を少々させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長　では、10分程度お時間を頂きたいと思います。事務局は会場の準備をお願いします。

10分間休会します。

[三者協議]

○佐藤部会長　では、再開いたします。まず、本日は最初に、労使双方の御意見を承った後に、労働者側・使用者側それぞれ分かれていただいて、御協議いただきたいと思っています。

では、それぞれ御意見等を承りたいと思いますが、いかがですか。

○西本委員　まず、四つほど質問ですが、855円、ここがスタートになりますが、そのときの影響率というのを知りたいということが一つです。

それと、これはなかなか難しいのですが、その855円と仮定したときに、大きく影響を受ける企業数、今、母数が適用使用者数として181ですが、大きく影響を受ける企業数、この二つをまず教えていただけませんか。

時間が掛かるようでしたら次回でも構いません。

○片山賃金室長　第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会でお配りしている資料に、資料ナンバー3の最低賃金に関する基礎調査結果の中に、総括表1という資料があります。855円の1つ上、854

円を見ると、全体影響率が25.5%、それから、10人から29人のところが31.7%ということです。

○田中委員 併せて、その質問内容に少し付け加えさせていただきたいと思っています。まず、質問をさせていただいた意図というのが、181について、大きく影響を及ぼす企業というのは、例えば中小企業の中で、零細企業であるとか、具体的にいうと、従業員が100名以下とか50名以下とか、例えば売上高が何億円以下とか何千万円以下とかといった、要は企業体力というものを指標に考えたときに、この影響が高い企業規模はどのぐらいなのかということです。私が感じているのは、最低賃金に該当するであろう労働者の方というのは、一つは有期雇用契約者、それからもう一つは外国人労働者で、こういった方々が多く在籍されている会社ではないかなと思うわけです。

本当にそういった企業が今回これだけの金額アップをしたときに、本当に耐えられるのかなと思っています。さらにこれは最低賃金の近傍の方だけではなくて、会社全体における労務構成の中で、全体的に賃金を上げるといったことにも行き着いてしまうような、そういったことにも関わるようなこの金額、33円だと感じています。本当に大手の企業ではのみ込んでしまうような金額かもしれませんが、中小・零細企業からいくと、こういった金額というのは、言わば生き残りをかけたような金額にもなるのではないかなと思っていますので、この大きく影響を受ける企業は、どのぐらいの規模なのかということをお調べいただくとありがたいと思っています。

○高橋労働基準部長 最低賃金に関する基礎調査の調査項目で、企業の労働者数の規模は分かりますが、売上げなどは調査項目にないので分かりません。

○田中委員 今までのデータや、書面による意見聴取を取っていく中で、推測はできませんか。

さらに、昨年度28円アップしたことについても、いい影響と悪い影響があったと思います。こういった部分について、当初、どういう効果や影響がありましたかという質問をさせてもらったときに、回答はなかったと思いますが、こういったことについて、過去からの、金額のアップ状況に対しての企業が受けた影響というのは、今後も調べていただくことは必要ではないかなと思います。今回は分かりませんという回答なのかもしれませんが、是非、今後はこういったことを調べていただいて、本当にこの金額で苦しむ、又は大変だと思われる企業をどのように救ってあげればいいのかとか、この金額の妥当性というのはどんなものなのかということを検討する上でも、是非調べていただけたらと思って

いますが、いかがでしょうか。

○片山賃金室長 これは総務省の承認を受けて行っている統計でして、その中身についてはお答えできないということになっております。ここで集計したものについて、それは総務省の集計表として公表しているのです、それについては、こういうデータという形でしかお示しできないということです。

○田中委員 ありがとうございます。そうしましたら、データについては、御返答について理解いたしました。

ただし、想定されるものであれば、私はやはり最低賃金に影響するであろう企業というのは、先ほど申し上げた、要は外国人労働者、それから有期雇用契約者、こういった方々、パートタイマーもそうだと思いますけども、そういった方々をたくさん使われている企業だということが想定されるのではないかと考えています。こういった辺りを酌んでいただけたらと思って質問しました。よろしく願いいたします。

○西本委員 次の質問に行きます。私も今回初めてなのですが、この専門部会で労使が平行線となった場合に、どういう手続になるのか教えていただけませんか。

○高橋労働基準部長 特定最低賃金は労使のイニシアティブなので、お互い金額を出し合って、譲り合って、どこかで合致して決まるので、全会一致が多いです。ただ、全てが全会一致ではないと思います。他県では、特定最低賃金のときに全会一致にならず採決がありました。採決までの過程で考えられるのは、労使で金額を提示して、ギリギリまで歩み寄りましたが、最終点でどうしても決まらず、地域別最低賃金のように、公益の判断に任せるということになり、公益が金額を示して採決を行います。その採決を踏まえて専門部会報告が作成されます。その後、全会一致ではないので、審議会令第6条第5項が適用にならないため、地方最低賃金審議会を開いて、専門部会の審議経過等を報告し、地方最低賃金審議会の使用者代表委員、労働者代表委員、公益委員で、採決を行い決まるという流れになると考えております。

○西本委員 分かりました。それと、産業別最低賃金の制度ですが、今々すぐという話ではありませんが、これを廃止する手続というのはどうなるのかというのを教えていただけませんかでしょうか。

例えばこういう基準になったらとか、それから、労使で、もう役目は終わったとなったときの、その後の手続についてです。

○高橋労働基準部長 最低賃金決定要覧の206ページに、昭和61年2月14日中央最

低賃金審議会の答申で、現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等というところで、そこで廃止の議論もされていて、適用対象労働者数1,000人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するというところで、210ページに書いてありますが、適用労働者数1,000人程度が一つの基準になるかと思います。また、地域の実情に応じて、労使で協議が行われて、廃止や新設の申出などがありますが、廃止の申出の手続きについては、次回御説明します。

○西本委員 ということは、労使協約の金額が最低賃金を常に下回るとか、それから、おおむね3分の1を常に割り込むとか、そういうことはあんまり関係ないということですか。

○高橋労働基準部長 適用対象労働者数が3分の1を下回った場合や、地域別最低賃金に何年埋没したら廃止しなければいけないなど、そのようなルールはありません。何年も地域別最低賃金に埋没したままでも、廃止されていない産業別最低賃金もあります。

○西本委員 そういうことであれば、申出があれば、労働局としてはやはり受けざるを得ないということですね。分かりました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側は何かありますでしょうか。

○河村委員 特定最低賃金をまずは廃止をするケースですと、廃止の申出を行って、専門部会、その当該の労使のいる場所で審議をした上で、全会一致が条件になっていると思います。いわゆる専門部会で確認をし、全会一致で、その結果を本審に持ち上がり、本審でも全会一致というのが廃止の条件であったかと思います。

西本委員からの質問で、今回、労働者側から申出を行っている協定額が下回るケース、各種商品小売業最低賃金のような形で下回るケースと、あとは、適用労働者数がおおむね3分の1を下回る、その状況で廃止ということにはなりません、申出ができないというだけの話で、特定最低賃金はずっと、廃止をされるまで残るという認識です。だから、あくまでも廃止の手続は、先ほど言いましたように、関係労使を含めた形での議論の上、全会一致で確認をする、本審でも確認をするということで、非常にハードルが高い状況です。

蛇足ですけれども、もう一つ廃止の手続があったかと思います。それは、労働局長の権限の中に一つあったように思います。不確かですが、労働局長がその特定最低賃金が必要でないと認めた場合には廃止ができるという文言があったと記憶をしています。以上です。

労働者側の意見としては、現時点ではございません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、事務局で今の話を御確認いただいて、また次回にお知らせいただければと思います。

では、これより、双方分かれての協議をしていただきたいと思います。

時間はどれぐらい必要になりますでしょうか。

○河村委員 20分でどうですか。

○佐藤部会長 では、20分間、分かれて協議をしていただきます。

事務局で会場の準備をお願いします。

20分間休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。

では、双方協議をいただいたところですが、金額をまず提示していただいて、根拠等を述べていただきたいと思います。

では、前回、金額の提示がなかった使用者側からお願いします。

○西本委員 結論的に言いますと、856円、地域別最低賃金プラス2円ということで、今回は是非ここでお願いしたいと思います。

やはり一番大きいのは、はっきり言って、価格転嫁が全く進んでいない。交渉してもなかなか結果が出ない。それから、労務費なども、もう言わずもがなです。是非これで勘弁いただきたいと思いますということです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、856円ですね。

○西本委員 はい、856円です。もう一言添えまして、この産業の鳥取県内での重要性、やはりこれから頑張っていかななくてはいけないという思いは使用者側としては共通認識であります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側から、856円ということで御提示いただきました。

では、対して労働者側、お願いいたします。

○多久和委員 労働者側は866円で前回提示しています。866円、本来目指す姿というのはもう少し高いところにあるわけですが、やはり現実的なところを見て、前回提示をしたということです。ということで、現実的なところはこのラインにあるというのが労働者側のスタンスということでお示しをしたいと思います。

もう一つ、856円の提示をしていただきました。算出の根拠、西本委員から御説明もありましたが、もう少し深いところでのお話を、お聞かせいただけたらと思います。

○佐藤部会長 では、お願いします。

○西本委員 856円、プラス2円ですか。もう文化系的、浪花節的理由しかありません。もう気持ちだけです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○森本委員 もう一つだけ質問ですが、前回いただいた資料の38ページの影響率のところですが、856円から859円まで影響人員が一人しか変わらないのですが、この辺はどうお考えかというところをお聞かせいただければと思います。

○佐藤部会長 それでは、お願いします。

○西本委員 かなり難しい質問ですから、もう少し考えさせてください。何と表現して言ったらいいのか分かりませんが、もう少し時間を下さい。

○佐藤部会長 それでは、労働者側は前回同様の866円ということで、現在、労使の間では10円の差が開いているところです。

公益側といたしましては、双方の御意見を又個別にお聞きをしたいと考えています。双方と15分程度お話をさせていただければと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○佐藤部会長 まず、使用者側からお話をさせていただきたいと思います。

では、会場をお願いします。終わりましたら、使用者側の方、戻られて、労働者側の方においでいただくようお願いします。

それでは、休会いたします。

[公・使協議]

[公・労協議]

○佐藤部会長 では、再開します。

公益委員と使用者側委員と協議をした後に、公益委員と労働者側委員で協議を行いました。現在のところ、856円と866円で10円の差が開いているということですので、また次回、お話をさせていただければと思います。

原則として、全会一致を目指していくということですが、開きがかなりあるということなので、最悪の場合というのも少し覚悟しなくてはいけないのかもしれないと感じているところですが、次回、またお話しさせていただいて、なるべく全会一致ということを目指していきたいと思います。

では、各側とお話をさせていただきましたが、何か労働者側委員、使用者側委員、それ

これから御意見等がありますか。

○西本委員 森本委員の質問ですが、要はこの影響率で一人となっているが、どう思うのかということですが、非常に表現が難しく、そこはもうこの特定最低賃金の、何と申しますか、象徴的なものだと考えていますので、一人しかいないから857円でもいいのではないかと、858円でも、そういうところではないという部分を御理解いただきたいと思っています。

○佐藤部会長 その他、労働者側委員ありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、これで審議を閉めさせていただきますが、その他、何かありますでしょうか。

○片山賃金室長 次回、第5回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、10月17日月曜日、17時50分から開催します。会場については、この4階大会議室で開催という予定にしています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、次回、来週の10月17日月曜日となります。その次が10月18日火曜日ということで、二日連続になります。二日間で全会一致になるとうれしいと思っていますので、よろしくお願ひします。

では、本日は遅くまでありがとうございました。これにて終了したいと思います。